

答 申 書
(答申第122号)
平成22年11月4日

1 審査会の結論

定時株主総会資料及び取締役会資料に係る異議申立てのあった別紙1の2の表の「非開示とした部分」欄に掲げる各部分のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「①〇〇〇〇株式会社の平成〇年度の事業計画、株主総会時配付資料、議事録、同会議へ出席した道職員の復命書等（札幌線電化に伴う事業スキーム、資金スキームを記載した内容を含む）。②函館本線の並行在来線としての将来のあり方について検討する研究会での配付資料、議事録及び担当道職員の復命書等（上記会議は平成22年4月9日倶知安町で開催されたもの）。」である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して別紙1の1に掲げる公文書を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報及び同条同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分のうち別紙1の2の「対象公文書」欄の各公文書に係る「非開示とした部分」欄に掲げる各部分（同表の非開示部分①から⑧）の処分を取り消し、開示することを求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 定時株主総会資料（第〇回）（平成〇年〇月〇日開催）の非開示部分①

(ア) 実施機関は、当該非開示部分について、概ね次のとおり説明する。

a 「3. 事業収支試算」に記載された部分は、一定の前提条件に基づく経営判断のための指標の一つとして算定した極めて重要な内部管理事項に属する情報であり、この前提条件等を開示することにより、今後、当該法人において、借入などの契約行為を行う際に、契約条件などが推察される恐れがあるなど、当該法人が不利な状況におかれる情報である。

b 「5. 概略スケジュール」に記載された部分は、事業を推進するにあたっての利害関係者の情報が含まれる内部管理情報であり、開示することにより、利害関係者との信頼関係を損なう可能性が高く、法人としての社会的評価を失い、

今後の事業活動が損なわれる情報である。

以上のとおり、いずれも法人が事業活動を行う上での内部管理事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当する。

- (イ) 当審査会としては、当該非開示部分のうち「3. 事業収支試算」に記載された部分には、札沼線電化施設整備事業（以下「本件事業」という。）に係り当該法人の経営判断のための指標として算定した情報が記載されており、開示することにより、借入などの契約行為を行う際に、契約条件などが推察される恐れがあるなど、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる。

但し、「5. 概略スケジュール」に記載された情報は、既に終了した平成〇年度における計画であり、現時点においては開示しても、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとは認められない。

ウ 定時株主総会資料（第〇回）（平成〇年〇月〇日開催）の非開示部分②

- (ア) 実施機関は、本件事業に係り他法人が当該法人に対し要請した文書であり、開示することにより、相手法人の信頼を損なうことによる社会的評価を失うこととなり、今後の事業活動が損なわれる内部管理事項に属する情報であるため、非開示とした部分はいずれも、法人が事業活動を行う上での内部管理事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当する旨説明する。

- (イ) 当審査会としては、当該非開示部分は本件事業に係り〇〇〇〇が当該法人に対し要請した文書であるが、法人間における要請の事実及びその概要は、本件処分において既に開示されている情報であり、要請文を見分したところ、その内容には実施機関が主張する開示することにより〇〇〇〇の信頼を損なうような情報は記載されておらず、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとは認められない。

また、要請文の添付資料の記載内容は、本件処分において既に開示されている情報及び本件事業に係り〇〇〇〇からプレスリリースされた資料と同旨の情報が含まれており、これらについては既に公開されていることから、開示することにより当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとは認められない。

但し、要請文のうち〇〇〇〇に係る代表取締役印の印影、添付資料のうち前述の既に公開されている情報を除いた部分については、実施機関が主張するとおり事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる。

エ 取締役会資料（第〇回）（平成〇年〇月〇日開催）の非開示部分③から⑧

- (ア) 実施機関は、取締役会は業務執行の決定を行う機関であり、この業務執行の決定に至る過程を全て公開すると事業活動が損なわれる恐れがあるとした上で、個々の非開示部分については、概ね次のとおり説明する。

- a 非開示部分③④については、債権者にも開示していない極めて重要な内部管理上の数値であり、開示することにより、債権者等が知りうることとなれば今後の借入等契約を締結する際に、当該法人が不利な状況におかれる情報である。
- b 非開示部分⑤については、項目別に整理された極めて重要な内部管理事項に属する情報であり、開示することにより、今後行う入札などに影響が生じるなど、当該法人の事業活動が損なわれる情報である。
- c 非開示部分⑥については、利害関係者に関する情報が含まれる極めて重要な内部管理情報であり、開示することにより、これらの関係者との信頼関係を損なう可能性が高く、法人としての社会的評価を失い、今後の事業活動が損なわ

れる情報である。

d 非開示部分⑦⑧については、法人間の契約行為であり、開示することにより、当該法人の今後の契約行為など事業活動が損なわれる情報である。

以上のとおり、いずれも法人が事業活動を行う上での内部管理事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当する。

(イ) 当審査会としては、非開示部分③から⑥については、当該法人の財務情報、本件事業に係る事業計画及び建設資金の借入に関する情報であり、開示することにより、今後の借入契約や入札等に影響を及ぼすことが予想され、また非開示部分⑦及び⑧については、法人間の契約内容を示す文書であり、開示することにより、当該法人の今後の契約行為など事業活動が損なわれる情報であるため、いずれも当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる。

したがって、別紙1の2の表の「非開示とした部分」欄に掲げる各部分のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分については、2号情報には該当しないが、その余の部分については、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 理由付記の妥当性について

ア 異議申立人は、本件処分に係る理由付記が、非開示理由の記載において具体的にいかなる事項がいかに地位を損なうのかが明示されておらず、付記された理由が不十分であるため、本件処分は違法である旨主張する。

イ 条例第15条第1項は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知すること、並びに公文書の開示をしないことと決定したときはその理由を、第10条第3項の規定により非開示情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知することを規定している。

当該理由付記の制度は、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、公文書の一部を開示しない旨の決定通知書に付記すべき理由としては、一部開示の決定をした旨及び一部開示の決定をした公文書に係る条例第10条第1項の該当号及びその具体的な理由を示さなければならないと考えられる。

ウ 当審査会としては、本件処分における理由付記は、非開示とした部分の情報、非開示とした理由及びその根拠となる条項がいずれも記載されており、異議申立人は記載内容が不十分と主張するものの、本件異議申立手続中において非開示理由が補充されていることから、当該理由付記は本件処分を取り消して新たな処分を求めるほどの不備があるとは認められない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、2号情報に該当する場合であっても、特定の数字、文言、固有名詞等のみを非開示とし、それ以外は開示することができる旨主張しているが、上記(3)において当審査会が2号情報に該当しないものと判断した部分以外には、本件公文書のうち非開示とした部分を、開示請求の趣旨が損なわれない程度に非開示情報とそれ以外の情報とに分離することは困難であると認められることから、当該主張を採用することはできない。

また、異議申立人のその余の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 7 月 22 日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号366）○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成22年 7 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">○ 新規諮問事案の報告（諮問番号366）○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成22年 8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none">○ 異議申立人から意見書の提出
平成22年 8 月 24 日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 異議申立人の意見陳述○ 審議
平成22年 9 月 27 日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成22年 10 月 25 日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成22年 11 月 1 日 （第51回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
平成22年 11 月 4 日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申

別紙 1

1 対象公文書

- ・ 定時株主総会議事録（第〇回）（平成〇年〇月〇日開催）
- ・ 〇〇〇〇(株)第〇回定時株主総会及び第〇回取締役会について（平成〇年〇月〇日報告書）
- ・ 定時株主総会資料（第〇回）（平成〇年〇月〇日開催）
- ・ 取締役会資料（第〇回）（平成〇年〇月〇日開催）
- ・ 復命書（平成22年4月13日付新幹線対策室、地域交通課）

2 異議申立てに係る非開示とした部分及び開示すべき部分

対象公文書	非開示とした部分	開示すべき部分	該当条項	非開示部分の番号
定時株主総会資料（第〇回）（平成〇年〇月〇日開催）	「札沼線電化施設整備事業の実施について」の「3. 事業収支試算」の記載事項及び「5. 概略スケジュール」の記載事項	「3. 事業収支試算」の記載事項を除く部分	条例第10条第1項第2号	非開示部分①
	別紙1の「札沼線電化事業の実施に関する要請について」（添付資料を含む）の全部	代表取締役印の印影並びに添付資料の18行10文字目から21行目まで及び36行目を除く部分	同上	非開示部分②
取締役会資料（第〇回）（平成〇年〇月〇日開催）	「平成〇年度損益計画」の全部		同上	非開示部分③
	「平成〇年度資金計画」の全部		同上	非開示部分④
	別添1の「札沼線桑園・北海道医療大学間電化事業計画 基本計画書」の全部		同上	非開示部分⑤
	「建設資金の借入について」の全部		同上	非開示部分⑥
	『「札沼線電化事業に関する基本協定」等の締結について』の全部		同上	非開示部分⑦
	「札沼線電化事業に関する基本協定」の全部		同上	非開示部分⑧

※文字数には句読点、記号を含み、行数には罫線を含まない。